

広報もみや号外

平成23年
8月24日
発行
本宮市
秘書広報課

No.8

9月から積算線量を測定開始!

■ガラスバッジを配付します

市では、妊婦さんや子どもを持つ親の皆さんの不安解消と健康管理につなげるため、次のとおりガラスバッジ(積算線量計)を配付しますのでお知らせします。

▽市立の幼稚園・保育所・小学校・中学校および認可保育所は、それぞれの施設で9月1日に配付します。
▽右記以外の中学生以下の子どもおよび妊婦の皆さんには次の日程で配付します。

日時 8月30日(火)
8月31日(水)

両日とも午前7時～午後8時まで

場所 えぼか 2階 保健課

持参品 母子手帳

その他 測定結果を健康管理に活用するため、配付時に同意書に署名をお願いします。

「測定回数」

第1回: 9月1日～30日
第2回: 10月1日～11月30日
第3回: 12月1日～来年2月29日

◆問い合わせ先

保健課(えぼか内)健康増進係
(☎6312780)

高校生および同年代の皆さんへ

■個人線量計を貸し出します

市では、500台の電子式個人線量計を準備しました。初めに高校生および同年代の方を対象に次の日程で貸し出しを行います。一般の方には、高校生が終了後、貸し出しを行います。

日時 9月11日(日)
9月12日(月)

両日とも午前9時～午後5時まで

場所 えぼか 2階 保健課

持参品 身分を証明できるもの(学生証、保険証など)

また、持参ください。本人または保護者の方でも受

貸出期間 1週間～2週間
その他

①受け渡しは先着順となります。電話予約はできません。

②貸出期間中は、簡単な行動記録表を記入していただき、返却時に提出していただきますのでご協力ください。

③線量計は、精密な電子機器で衝撃や水に弱いため、取り扱いには十分注意してください。故意や重大な過失で機器が壊れた場合は弁償していただくことがあります。

◆問い合わせ先

保健課(えぼか内)健康増進係
(☎6312780)

農家の皆さんへ

安全性が確認できるまで

■米の放射性物質調査を実施します

米の出荷を行わないでください

今年の秋収穫される米は、2段階で放射性物質の調査が行われます。

この調査は、福島県が県内全域を対象に行うもので、収穫前に行う「予備調査」と、収穫後に行う「本調査」により、結果が全て判明した後で、米の出荷の可否が判断されま

す。

米は、主食として重要な食料です。農家の皆さまには、安全性が確認できるまで、出荷や販売・譲渡・贈答を行わないようお願いいたします。

◆問い合わせ先

農政課 ☎内線157



健康力アップ応援事業

食の講座(米と理髪)のお知らせ

◆日時 9月30日(金)
午後1時30分～

◆会場 白沢保健センター
※12時45分にえぼかから送迎バスを運行しますの

でご利用ください(申込み不要)。

◆講師 境野米子先生

◆講演内容

「放射能と食生活」と題して、食料に含まれる放射能と食べる工夫について、わかりやすくご紹介いたします。

◆問い合わせ先

保健課(えぼか内)健康増進係
(☎6312780)

公園等表土除去完了施設について

除染場所	対象	測定結果	
		施工前	施工後
青田孫市児童公園	表土	2.12	0.21
	ブランコ	1.42	0.66
	滑り台	0.94	0.66
	ベンチ	1.40	0.41
和田分館	表土	2.38	0.43
	遊具	1.66	0.57
稲沢運動場	表土	1.53	0.30

(線量は地上1センチの値。単位はマイクロシーベルト/時間)

放射線量の低減化に向け
公園・広場などの
除染作業を開始しました

市では、市民の皆さんが数多く利用する公園や各地区の運動場などの除染を開始しました。8月16日現在、除染を完了しているのは、3カ所です。ほかの場所でも急ピッチで作業を進めています。

除染が完了している施設の放射線量は、土の部分で8割から9割低減、遊具は、3割から7割程度低減されました。

8月5日に東京電力の鼓紀男取締役副社長ほか3人が本宮市役所を訪れ、福島第一原子力発電所の事故に関する謝罪しました。高松市長は、事故発生からの



▲緊急要請書を手渡す高松市長(左)と、受け取る鼓紀男東電副社長

東電副社長が謝罪
東電に対して抗議と緊急要請



【写真上】高圧洗浄機を使用してインターロッキングを洗い流します。【写真下】重機や手作業で表土を取り除きました。

東京電力の対応が納得できるものではないとして、事故の早期収束と、誠意ある賠償を求める緊急要請書を手渡しました。

「緊急要請書全文」

「福島第一原子力発電所
事故に伴う抗議と要求」

3月11日の東日本大震災と貴社の福島第一原発事故が発生してから5カ月余が経過しようとしているが、福島県のほぼ中央に位置する当市は、原発周辺地域からの避難者を受け入れながら、大震災の一日も早い復興に向けた取り組みを進めている。

しかし、原発事故による放射能漏えい・放出により、市民は筆舌に尽くしがたい恐怖や不安と苦しみを受け、また、地域経済活動においては放射能汚染による直接の影響や風評被害により甚大な被害を被っている。

これら事故発生から今日までの貴社の対応は到底納得できるものではなく、市民の最大限の憤りをもって抗議する。

また、住み慣れた地域で、安心して子育てをし、お年寄りを守り、生計を営んでいく、そんなあたり前の日常生活や経済活動を取り戻すことが、この地域で暮らす住民の悲痛な願いであることから、次のとおり、あらゆる手段を講じての事故収束と誠意ある賠償を求める。

一、事故対策について

福島第一原発事故により放射能が放出され続けているが、これ以上、放射性物質の外部への排出は許されず、一刻も早く事故の収束を図ること。

二、放射線量対策について

当市が行う放射線量低減対策に、国と共に全責任を負い、放射性汚染物質の仮置場及び最終処分場の早急な設置と収集・搬出についても全責任を負うこと。

三、市民の健康対策について

当市は、避難基準値（20ミリシーベルト/年）以下であるが、市民が原発事故被災者であることを公式に認め、市民の長期健康管理（最低30年間）と、原発事故に起因する疾病に、国と共に全責任を負うこと。

四、損害賠償・補償等について

原発事故により農業、商工業、観光産業などが被ったすべての損害について、早急な仮払いを含めた賠償等について誠意をもって対処し、原子力損害賠償紛争審査会の決定に関わらず、市民の肉体的・精神的被害及び資産的被害に全責任を負うこと。

平成23年8月5日
東京電力株式会社

取締役社長 西澤俊夫様

福島県本宮市長 高松 義行